

現在、配布希望調査を行っている「抗原簡易キット」に関し、厚生労働省作成の「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」が公表されました。キットの使用を予定している高等学校等を所管する都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、御確認ください。

事務連絡
令和3年6月29日

各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査の ガイドライン等について

令和3年6月18日付事務連絡「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」にて、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に対する抗原簡易キットの配布希望の調査を実施しているところです。当該事務連絡の別紙1「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」において、鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能であること、立ち会う者は、医療従事者が望ましいものの、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、検体採取に関する注意点等を理解した高等学校等の教職員が立ち会うことで使用できること、立ち会う者は、追ってお知らせする教材による事前の学習等をしていただく必要があることについてお知らせしていました。

このたび、当該教材について、以下のとおり、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、御連絡させていただきます。高等学校等において、医療従事者の不在時に検査を実施する際、立ち会いを行う高等学校等の教職員におかれては、手引きや各製品の説明書に加え、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を理解し「理解度確認テスト」を全問正解できることを確認した上で、検査実施のための体制づくりを行っていただくようお願いします。

つきましては、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の高等学校等に対して周知いただくようお願いいたします。

- 厚生労働省ホームページ「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

<QRコード>



<本件連絡先>

- 私立高等学校等におけるキット利用、配送に関すること
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
03-5253-4111 (内2533)
- 令和3年6月18日事務連絡別紙1「高校等における抗原簡易キットの活用の
手引き」に関すること
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111 (内2976・2931)
- 抗原簡易キットの技術的な事項に関すること
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
抗原簡易キット配布担当 03-6812-7813 (内8018)